

「福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」民間人材ビジネス事業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下「拠点事業」という。）に民間人材ビジネス事業者が参画するための登録について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 拠点事業において、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）に登録された民間ビジネス人材事業者（以下「登録事業者」という。）が、県内中堅・中小企業等（以下「企業等」という。）とプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）との間における人材紹介を実施し、企業等がプロ人材を活用することで、地域と企業等の成長戦略の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

- (1) 戦略拠点 福岡県内の企業等に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロ人材に対するニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点のこと。
- (2) 登録事業者 職業安定法（昭和22年法律第141条。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者をいう。
- (3) プロ人材 新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材であって、業務を行う最小単位の組織の長として1年以上の経験、若しくは、企業又は官公庁等における概ね5年以上の実務経験を有するもの。
- (4) 人材紹介手数料 登録事業者が人材紹介の対価として企業から受け取る報酬。

(登録の申請)

第4条 拠点事業に参画しようとする民間人材ビジネス事業者は、別に定める期間において、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、福岡県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 人材紹介の流れ、手順がわかる資料
- (4) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (5) 人材紹介の実施状況及び取組方針について（様式第1号別紙1）
- (6) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手

数料表など)

- (7) 役員名簿(様式第1号別紙2) ※要領第5条(4) 関係
- (8) その他知事が必要と認める書類

(登録の条件)

第5条 第4条に掲げる申請書を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

- (1) 登録事業者は、企業等からの人材ニーズやプロ人材の個人情報について、法令等の許す範囲において戦略拠点へ提供すること。
- (2) 登録事業者は、毎月のプロ人材に関する人材紹介の状況について、翌月5日までに人材紹介活動状況報告書(様式第2号)により戦略拠点に報告すること。
- (3) 拠点事業の運営に必要な会議等へ参加すること。

(登録の基準)

第6条 登録事業者の登録については、次に掲げる基準により申請内容を審査の上、知事が登録を決定し、登録認定通知書(様式第3号の1)、登録不認定通知書(様式第3号の2)により通知する。

なお、認定基準は、別表1に定める。

- (1) 職業安定法に該当する求職者の登録者数。  
又は、業務委託等により職務や期間を限定して仕事を請負う人材の登録者数。
  - (2) 福岡県内の求人企業の登録社数。
  - (3) マッチング実績及び成約実績の件数。
  - (4) 人材紹介の取組方針が、事業の目的に合致しており、プロ人材のマッチングに繋がるような具体的な取組となっているか。
  - (5) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用・活用企業に対するフォローアップ等の取組を行っているか。
- 2 登録事業者は次の各号に該当しないものとする。

(※要領第4条(7)役員名簿(様式第1号別紙2)により確認)

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、知事が別に指定する日から当該年度末までとする。有効期間満了の後も引き続き拠点事業に参画しようとする登録事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする登録事業者は、登録の有効期間満了の日の60日前から15日前までの間に、人材紹介事業者登録更新申請書(様式第4号)に人材紹介の

実施状況及び取組方針について（様式第1号別紙1）、役員名簿（様式第1号別紙2）及び「有料職業紹介事業許可証の写し」を添えて知事に提出しなければならない。登録の更新については、前条第1号から第5号に掲げる基準により申請内容を審査の上、知事が登録を決定し、登録認定通知書（様式第3号の1）、登録不認定通知書（様式第3号の2）により通知する。

なお、認定基準は、別表2に定める。

2 登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、登録の有効期間内であっても登録を終了する。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取り消しがあったとき
- (2) 第9条の規定により、登録の取り下げがあったとき
- (3) 第10条の規定により、登録を取り消したとき

（変更届）

第8条 登録事業者は、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、変更届（様式第5号）により速やかに知事に届出するものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき

（登録の取下）

第9条 登録事業者は、本事業への登録から削除を希望する場合には、登録の取下申請書（様式第6号）を知事へ提出するものとする。

（登録の取消）

第10条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき
- (2) 正当な理由がないのに、第5条に定める遵守事項を怠る、又は反したとき

2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録事業者が被った損失については、知事は損害賠償を行わない。

（指導監督）

第11条 知事及び戦略拠点は、この登録に関する事項について必要に応じて登録事業者に報告を求めることができるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

## (別表1)

人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）を提出した事業者の認定基準  
（新規登録希望事業者）

第6条（1）	以下のいずれかに該当すること。 ①職業安定法に該当する求職者の登録数が50人以上あること。 ②他の人材紹介事業者が有する転職希望者のデータベースにアクセスする権限を有すること。 ③業務委託等により職務や期間を限定して仕事を請負う人材の登録者数が1,000人以上あること。
第6条（2）	直近一年の間に人材紹介に関する契約を取り交わした県内企業が5社以上あること。
第6条（3）	直近一年の間に紹介したプロ人材が採用された実績又は業務委託、請負契約等の形態により活用された実績があること。
第6条（5）	福岡県内に営業拠点を有すること。

## (別表2)

人材紹介事業者登録更新申請書（様式第4号）を提出した事業者の認定基準  
（登録更新希望事業者）

第5条（2）	登録期間中、活動状況報告書の未提出がないこと。
第5条（3）	欠席せざるを得ない合理的な理由がある場合を除き、福岡県プロフェッショナル人材センターが開催した連絡会議に出席していること。
第6条（1）	以下のいずれかに該当すること。 ①職業安定法に該当する求職者の登録数が50人以上あること。 （他の人材紹介事業者が有する転職希望者のデータベースからスカウトした求職者を含む） ②業務委託等により職務や期間を限定して仕事を請負う人材の登録者数が1,000人以上あること。
第6条（2）	登録期間中に、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点から紹介された人材募集案件に対して、人材紹介に関する契約を取り交わした県内企業が5社以上あること。
第6条（3）	登録期間中に、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点から紹介された人材募集案件に対して、紹介したプロ人材が求人企業との面接に至った実績があること。ただし、登録期間が2年を超える事業者は、成約した実績があること。

※ただし書き以下については、令和3年度から適用する。

様式第1号（第4条関係）

## 人材紹介事業者登録申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地（〒 ）

名 称

（フリガナ）

代表者（役職・氏名）

印

生年月日

福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

## 記

## 1 有料職業紹介事業者の概要

有料職業紹介事業許可番号	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業所の名称	
事業所の所在地	

※有料職業紹介事業許可証に記載されている内容を記載してください。

## 2 要領第5条に定める登録の条件への承諾

<input type="checkbox"/>	承諾する
--------------------------	------

※承諾する場合は○を付けてください。

## 3 添付書類

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 人材紹介の流れ、手順がわかる資料
- (4) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (5) 人材紹介の実施状況及び取組方針について（別紙1）
- (6) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手数料表など）
- (7) 役員名簿（別紙2）
- (8) その他知事が必要と認める書類

## 4 本申請に係る責任者連絡先

氏名		所属・職名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

様式第1号別紙1（第4条（5）、第6条（4）、第7条関係）

## 人材紹介の実施状況及び取組方針について

## 1 人材紹介の実施状況

項目	件数	第6条中 該当項
職業安定法に該当する求職者の登録者数 （ 年 月 日現在） ※他社の転職希望者のデータベースへのアクセス権限	人 有 ・ 無	(1)
業務委託等により職務や期間を限定して仕事を請負う人材の登録者数（ 年 月 日現在）	人	(1)
福岡県内の求人企業の登録社数（契約を締結した企業数）※1 （ 年 月 日現在）	社	(2)
福岡県内の求人企業との面接に至ったプロ人材の数※2 （ 年 月～ 年 月までの合計）	人	(3)
福岡県内企業の採用・活用人数※3 （ 年 月～ 年 月までの合計）	人	(3)

※1,2,3について、更新しようとする事業者は、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業に関する案件のみを記載すること

※2,3については、直近1年間の実績を記載すること

## 2 人材紹介の今後の取組方針

項目	内容	第6条中 該当項
プロ人材の登録数を増やすための取組		(4)
プロ人材のマッチングを増やすための取組		(4)
人材の円滑な定着のための取組		(5)

## 3 プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る他県での登録状況

道府県名	登録年月日	道府県名	登録年月日

※登録が6道府県を超える場合は、九州6県を優先して記載し、それ以外については、「他○道府県」と欄外に記載すること

様式第1号別紙2（第4条（7）、第5条（4）、第7条関係）

## 役員名簿

（企業名）

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日

- (注) 1 役員全員を記載ください。  
2 必要に応じて適宜、行を追加してください。



様式第2号（第5条（2）関係）

## 人材紹介活動状況報告書

年 月 日

福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点 御中

事業者名  
担当者所属部署名  
担当者役職・氏名  
連絡先電話番号

福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領第5条の規定に基づき、 年 月末時点の人材紹介活動状況について、次のとおり報告します。

1 成約案件<sup>※1</sup>（有 ・ 無 ）

企業名	企業情報シート No.	始業（予定）日	採用・活用形態 <sup>※2</sup>
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※1 成約案件が有る場合は、その内容を記入してください。

※2 記入例 常勤社員、非常勤社員（副業、兼業）、業務委託 など

## 2 個別案件別活動状況

別紙「企業情報シート No.別活動報告書」に記載

## 3 その他

（福岡プロフェッショナル人材センターへの連絡事項等）



様式第3号の1（第6条、第7条関係）

## 登録認定通知書

第 年 月 日

殿

福岡県知事 小川 洋 印

年 月 日付で提出のありました「人材紹介事業者（登録・登録更新）申請書」については、審査の結果、あなたは登録の基準を満たしていると認められますので、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領第6条の規定に基づき、下記の期間、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録する民間人材ビジネス事業者として認定します。

記

登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号の2（第6条、第7条関係）

## 登録不認定通知書

第 年 月 日

殿

福岡県知事 小川 洋 印

年 月 日付で提出のありました「人材紹介事業者（登録・登録更新）申請書」については、審査の結果、登録の基準を満たしていないと認められますので、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領第6条の規定に基づき、下記の理由により、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録する民間人材ビジネス事業者として認定しません。

記

不認定の理由

様式第4号（第7条関係）

## 人材紹介事業者登録更新申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地（〒 ）

名 称

（フリガナ）

代表者（役職・氏名）

印

生年月日

福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

## 記

## 1 有料職業紹介事業者の概要

有料職業紹介事業許可番号	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業所の名称	
事業所の所在地	

※有料職業紹介事業許可証に記載されている内容を記載してください。

## 2 添付書類

- (1) 人材紹介の実施状況及び取組方針について（様式第1号別紙1）
- (2) 役員名簿（様式第1号別紙2）
- (3) 有料職業紹介事業許可証の写し

## 3 本申請に係る責任者連絡先

氏名		所属・職名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

様式第5号（第8条関係）

## 変更届

福 岡 県 知 事 殿

年 月 日

所 在 地（〒            ）

名 称

代 表 者（役職・氏名）

印

有料職業紹介事業許可に関して変更事項がありましたので、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領第8条の規定に基づき、変更届を提出します。

### 記

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 添付書類

- ・上記に係る変更事項を証明する書類の写し

